

○茨城県立医療大学奨学寄附金取扱規程

〔平成16年7月21日〕  
〔医療大訓第2号〕

改正 平成18年12月20日

改正 平成25年12月18日

改正 平成27年3月18日

改正 令和2年5月26日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学及び附属病院（以下「本学」という。）における奨学寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄附金

本学における教育・研究を奨励するため寄附される寄附金、助成金及び補助金で、茨城県知事が次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受け入れるものをいう。

ア 教育・研究に要する経費

イ 教育・研究に供する図書・機械・器具及び標本等の購入費

ウ その他、教育・研究に要する経費

(2) 教員等

教授、准教授、講師、助教、助手その他本学において教育・研究活動に従事する職員をいう。

(3) 学科長等

本学教員等の所属する学科、センター、専攻科及び附属病院の長をいう。

(4) 教育研究者

寄附金に係る教育・研究に従事する教員等をいう。

(5) 寄附申込者

寄附金の申込みをしようとする者をいう。

(受入制限)

第3条 次の各号に掲げる条件が付されている場合は、寄附金としてこれを受け入れることができない。

(1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。

(2) 寄附金による研究の結果得られた特許権・著作権・商標権・実用新案権及びその他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、また使用させること。

(3) 寄附金の使用について寄附者が検査等を行うこと。

(4) 寄附申込後、寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(5) その他、茨城県立医療大学長（以下「学長」という。）が教育・研究上支障があると認める条件

(寄附の申込み)

第4条 寄附申込者は、奨学寄附金申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。ただし、教

員等から寄附申込者への申請に基づく寄附金の受け入れについては、寄附申込者が発行する決定通知書等をもって、奨学寄附金申込書に代えることができる。

(寄附受け入れの決定)

第5条 学長は、前条の奨学寄附金申込書の提出があったときは、当該申込を研究・学術メディア委員会の審査に付するものとする。

2 研究・学術メディア委員会は、申込内容を審査し、審査結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、研究・学術メディア委員会の審査結果を勘案し、当該寄附金の受け入れを決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、前条第1項のただし書きの場合は、学長は予算の範囲内で寄附金の受け入れを決定できるものとする。

5 学長は寄附金の受け入れを決定したときは、奨学寄附金受入受諾書(様式第2号)を当該寄附申込者に通知するものとする。なお、前条第1項のただし書きに基づく場合は、奨学寄附金受入受諾書による通知は省略するものとする。

6 寄附申込者は、本学が発行する納入通知書により、寄附金を納入するものとする。なお、納入通知書に抛り難い場合は、寄附申込者が定める規程に従い、寄附金を受け入れるものとする。

(教育・研究の公募)

第6条 学長は、寄附金の受入の決定をしたときは、当該寄附金に係る教育・研究の課題を公募する。ただし、寄附申込者が奨学寄附金申込書において教育・研究を希望する教員を指名した場合は、学長は公募を省略することができる。

2 教員等は、学科長等を経由して、奨学寄附金教育・研究申請書(様式第3号)を学長に提出するものとする。

3 寄附申込者が奨学寄附金申込書において教育・研究を希望する教員を指名した場合は、指名された教員等は奨学寄附金教育・研究申請書を奨学寄附金申込書と同時に学長に提出することができる。この場合は、学長は寄附の受け入れ及び教育・研究の決定を同時に行なうことができる。

(教育・研究の決定)

第7条 前条第2項の申請を受けたときは、学長が教育・研究の課題を決定するものとする。

2 学長は、前項の協議により教育・研究の課題を承認したときは、学科長等を経由して、奨学寄附金教育・研究承認書(様式第4号)を教員等に通知するものとする。

(交付金の収入、支出手続等)

第8条 交付金の収入および支出等の手続きは、茨城県の財務に関する諸規程に準じて処理する。

2 交付金は、学長が指定する金融機関に預け入れるものとする。

(報告)

第9条 教育研究者は、教育・研究が完了した時は、完了した翌月末までに、奨学寄附金に関する教育・研究成果報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、教育・研究が完了した時は、奨学寄附金に関する教育・研究成果報告書に礼状を添えて寄附申込者に報告するとともに、奨学寄附金に関する教育・研究成果報告書及び奨学寄附金使途報告書(様式第6号)を添えて茨城県知事に報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。